

日本顕微鏡学会奨励賞規定

平成10年10月28日理事会決定
平成19年5月21日改 正

- 第1条 本会は顕微鏡学および顕微鏡法研究にかかる若手研究者奨励のため、日本顕微鏡学会奨励賞を設け、本規定によって授賞する。
- 第2条 本賞は賞状および賞牌とする。
- 第3条 本賞は顕微鏡ならびにそれを用いた研究の進歩に寄与する顕著な研究を発表し、将来の発展を期待しうる本会員若干名に年1回授賞する。受賞者は推薦の募集締め切り日において満40歳未満のものとする。
- 第4条 本賞の選考は別に定める日本顕微鏡学会奨励賞選考内規により選考委員会で行う。
- 第5条 会長は4条の規定による選考委員会の報告を受け、これを理事会に諮り、受賞者を決定する。
- 第6条 本賞の授賞は通常総会で行う。
- 第7条 本賞に関する経費は、一般会計から支出する。